

平成30年11月16日

杉並区議会議長
大熊 昌巳 様

道路交通対策特別委員会
委員長 奥田 雅子

道路交通対策特別委員会活動経過報告書

道路交通対策特別委員会の活動経過について、下記のとおり報告します。

記

1 平成30年9月27日

(1) 報告聴取

ア 外環道の進捗状況について

(ア) 大泉ジャンクション

本線シールドマシン発進のための立杭工事及び本体との連結路の橋梁部工事を実施。

(イ) 中央ジャンクション

中央道と連結する橋梁の下部工事及び地下連結路工事を実施。

(ウ) 東名ジャンクション

本線シールドマシンが、後続設備を設置するなどのため掘進作業を実施。なお、シールド工事の掘進時に用いる空気のごく一部が起因となり発生した野川の気泡等について、現在、空気の漏出を抑制しながら工事をする方法を検証するためにも掘進をしていると国から聞いているとのこと。

(エ) 用地取得状況

平成30年5月末時点の面積ベースとして、全体で用地買収率は92%、区分地上権取得率は75%が取得、設定されている状況である。(青梅街道インターチェンジは合計15%)

イ エイトライナー促進協議会の活動について

(ア) 日時・会場

平成30年7月25日に、第25回総会がセッション杉並にて開催。

(イ) 「エイトライナー促進協議会」設置要綱の改正

交通政策審議会第 198 号答申の課題について調査検討する上で、柔軟かつ迅速な対応が必要とされるため、検討体制を見直し、関係 6 区の担当部課長から成る幹事会を随時開催し、重要な一定の方向性を諮る際には理事会、総会を開催する。

(ウ) 「実態把握調査結果および中量軌道システム等の整理について」

本調査の目的は、平成 28 年 4 月に公表された交通政策審議会第 198 号答申に基づき、その課題解決のため、現在の区部周辺部環状地域の交通流動の把握等を実施した。通勤・通学の概況把握については、大田区、世田谷区、江戸川区、杉並区などで大きい流動が確認されたとの結果が得られた。

ウ 区立自転車駐車場管理業務の受託事業者による不正行為について

(ア) 不正行為の概要と区の損害額

・富士見ヶ丘北自転車駐車場

利用者から受領した駐車場使用料の一部を区に納入せず、事務経費などに流用。損害額は、遅延損害金を含め 37 万 6,417 円。

・西荻窪西、南阿佐ヶ谷第一・第二、桜上水北自転車駐車場

受領した使用料の一部を一旦プールし、紛失等により不足した使用料の補填に充当。損害額は、4 カ所合計で 12 万 3,600 円。

(イ) 和解の条件

シルバー人材センターは、会員の不正行為について使用者責任を認め、賠償金として 50 万 17 円を支払うこと、また、公金を適正に管理するために必要な措置を講ずること等を条件として、示談により和解した。

(ウ) 再発防止の取り組み

- ・区立自転車駐車場の全従事者に対する研修の実施（センター）
- ・複数人による使用料の確認と帳簿への署名の徹底（センター）
- ・使用料徴収時の領収書交付の徹底（センター）
- ・自転車駐車場管理業務受託事業者に対する研修会の開催（区）
- ・自転車駐車場管理業務マニュアルの改定（区）